

# 訴 状

2024年10月7日

さいたま地方裁判所 民事部 御中

原告訴訟代理人弁護士 佃 克彦

同 平 裕介

同 伊藤 建

同 堀田 有 大

当事者の表示 別紙当事者目録記載の通り

損害賠償請求事件

訴訟物の価額 金165万0000円

貼用印紙額 金1万4000円

第一 請求の趣旨

- 一 被告は原告に対し、金165万円及びこれに対する2024（令和6）年2月26日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払え
  - 二 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求めらる。

## 第二 請求の原因

### 一 当事者

#### 1 原告

原告は、日本共産党の党员である。

#### 2 被告

被告は、日本共産党所属の参议院議員である（甲1）。

### 二 前提事実

#### 1 原告による書籍の公刊

原告は、2023（令和5）年1月20日、「シン・日本共産党宣言 ヒラ党员が党首公選を求め立候補する理由」と題する書籍を文春新書で公刊した（甲2。以下「本件書籍」という。）。

#### 2 日本共産党による除名

日本共産党は、原告が本件書籍で日本共産党につき党首公選制を実施すべきだと主張したこと等を理由として、同年2月6日、同党の京都南地区委員会常任委員会の決定に基づき、原告を除名した（甲3）。

#### 3 地位確認請求訴訟

なお原告は、この除名処分が違法無効であるとして、2024（令和6）年3月7日、同党を被告とする地位確認請求訴訟を東京地方裁判所に提起した。同事件は東京地裁民事第37部に係属しており（事件番号・令和6年(ワ)第5849号）、現在、原告は処分の効力を巡って同党と係争中である（甲4）。

### 三 被告による原告についての名誉毀損発言

- 1 被告は、2023（令和5）年2月26日、日本共産党南区委員会等が主催し、さいたま市南区别所所在の武蔵浦和コミュニティセンターにおいて開催された「南区 党と後援会の決起集会」（甲5）に出席して演説をした（甲6）。

- 2 被告はこの演説中に原告について別紙発言目録のとおりの言及をした（甲6の7～8頁）。

被告は、その言及の中で原告に関し、同目録の線部のとおり、「そこに目をつけたのが今の権力側なんですね。共産党の中にいる松竹伸幸という人の主張に目をつけて本を出さないか、雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていたことが明らかになりました。彼はそれに応じて本を出しました。彼のブログなんか見ますと、完全に権力の側に取り込まれちゃっているんです。利用されている。」

との発言をした（同8頁。以下「**本件発言**」という。）。

- 3 被告による本件発言は、原告が「権力側」即ち与党側から「本を出さないか」と言われ、それに応じて本を出した、との事実を摘示するものである。

原告は日本共産党の党员であり、日本共産党と与党側とがさまざまな点について政治的意見を異にし対立していることは一般常識に属する事柄であるところ、上記の事実摘示は、日本共産党の党员である原告が、対立勢力である与党からの働きかけに取り込まれて利用されて書籍を出したと言っているにほかならない。

即ち、本件発言は、一般聴衆に対し、原告につき、対立勢力の誘いに安易に乗る思慮の浅い者であるうえ、組織（党）を裏切った者であるとの印象を与えるものであり、かかる発言が原告の名誉を毀損するものであることは明らかである。

- 4 なお、原告は本件書籍その他数冊の書籍を公刊しているが、それらは皆、自らの意思に基づいて公刊しているものであり、与党側からの働きかけなど全くないことはいうまでもない。

#### 四 三の名誉毀損による原告の損害

- 1 三1の集会には70名超の参加者があった（甲7）。

2 また、三1の集会における被告の演説は文字化され、被告の写真等もレイアウトした文書として、日本共産党のさいたま市南区の各党員宛に電子メールで配信された。

原告は、かくして配信・拡散されたファイルを転得し、本件訴訟に甲6号証として提出した次第である。

つまり、被告の本件発言は方々に拡散され続けているのである。

3 以上を踏まえると、被告の本件発言による原告の社会的評価の低下がもたらした損害及び精神的苦痛は、これを金銭に換算すると、金150万円を下らない。また、原告のかかる損害と相当因果関係のある弁護士費用は、金15万円を下らない。

## 五 結論

よって原告は被告に対し、被告による本件発言につき、不法行為に基づく損害賠償として金165万円及びこれに対する不法行為の日である2024（令和6）年2月26日から支払済みまで民法所定の年3パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める。

## 証 拠 方 法

甲第1号証	プロフィール
甲第2号証	本件書籍
甲第3号証	原告宛て文書（除名処分の通知文書）
甲第4号証	訴状
甲第5号証	集会チラシ
甲第6号証	本件発言の収録文書
甲第7号証	南区連帯・活動交流ニュース

附 属 書 類

- |   |              |     |
|---|--------------|-----|
| 1 | 甲号証写し（甲2は原本） | 各1通 |
| 2 | 訴訟委任状        | 1通  |
- 以 上

当事者目録

- 〒 [REDACTED] [REDACTED]
- 原 告 松 竹 伸 幸
- 〒105-0003 東京都港区西新橋一丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル403号(送達場所)  
佃法律事務所
- 電 話 03 - 3500 - 4162  
F A X 03 - 3500 - 4164
- 原告訴訟代理人弁護士 佃 克 彦
- 〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目8番4号 東商共同ビル8階  
永世綜合法律事務所
- 電 話 03 - 6810 - 9111  
F A X 03 - 6810 - 9113
- 同 平 裕 介  
同 堀 田 有 大
- 〒930-0066 富山県富山市千石町六丁目1番1号 法律事務所Z北陸オフィス
- 電 話 076 - 486 - 9825  
F A X 076 - 464 - 4118
- 同 伊 藤 建

〒



被 告 伊 藤 岳

## 発言目録

その戦争の前夜をさらに進めようと、権力の側がやってきたのは党の内部にまで手を突っ込んで、党の中から攪乱しようと、いわゆる松竹問題、皆さんも心配されている問題です。

あの松竹伸幸と言う人物は、党首公選制が必要だといいますけれども、なぜ公選制に変えたいかと言うと、彼の主な政治的主張がみつありましてね、1つは安保を認めるべきだ、米軍基地も容認すべきだ、一定の軍拡が必要だというのが彼の主張です。

共産党の綱領や方針からしたらおよそ認められないでしょう。安保を認めたら共産党じゃなくなっちゃうじゃないですか。そういうこと言うんだったら党の外に出て行ってやってくださいと言う話なんですけれども、あえて党の中に残って、いろいろな本でそういうことを自分の主張を書いたりした方ですね。もし共産党がそんな政策論に変わっちゃったら岸田大軍拡と戦えないですよ。取り込まれちゃいますよ。

そこに目をつけたのが今の権力側なんですね。共産党の中にいる松竹伸幸という人の主張に目をつけて本を出さないか、雑誌のインタビューに応じないか、いろいろ攻勢をかけていたことが明らかになりました。彼はそれに応じて本を出しました。彼のブログなんか見ますと、完全に権力の側に取り込まれちゃっているんです。利用されている。

敵権力は党の内部でもこういうことを言っている人がいる、という事を外に漏らして、いかにも共産党が時代遅れだと言うようなことを醸し出そうとした。それにまんまと乗せられた。これが松竹問題の真相だと思うんですね。私は松竹さんとは青年運動の時代にスクラムを組んで歯を食いしばって一緒に戦ってきた仲間なんです。非常に残念です。